

福島県と第一生命保険株式会社との包括連携協定

福島県（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、東日本大震災からの復興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、可能な限り連携、協力して取り組むものとする。

- (1) 健康づくり等に関すること。
- (2) 若者定着に向けた支援に関すること。
- (3) 結婚・子育て支援に関すること。
- (4) 多様な働き方の推進に関すること。
- (5) 高齢者支援に関すること。
- (6) スポーツ振興に関すること。
- (7) 県産品及び観光振興に関すること。
- (8) 県政情報の発信に関すること。
- (9) 中小企業の振興に関すること。
- (10) その他、地域の活性化に関すること。

2 第1項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、甲と乙は、必要に応じて具体的内容について協議の上、別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に掲げる連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に掲げる連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は同一内容で更新するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第1条に掲げる連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の書面による事前の承認を得ずに第三者（第一生命ホールディングス株式会社およびその国内子会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年3月7日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事

内堀 雅雄

乙：東京都千代田区有楽町1丁目13番1号
第一生命保険株式会社
代表取締役社長

渡邊 光一郎